関係条文	ご意見の概要	回答
全般	全県民の理解を得られるやすくする	本来、条例においては、目的において
	ため、また、条例の理念や制定の背景	条例の目指すところを規定すること
	などを明確にするため、前文を追加す	から、前文は置かないことが通例です
	べきである。	が、条例制定の背景等をよりわかりや
		すくする場合には前文を置く場合も
		あります。こうしたことから、本条例
		の制定の背景等をより明確にするた
		め、前文を置くこととします。
全般	各条文の文末が「~努めなければなら	法においては、「しなければならない」
	ない」などと表現されているが、障害	等の表現がされていますが、その一方
	者差別解消法や改正障害者雇用促進	で、「加重な負担となる場合はその限
	法など、同様な内容での条文は「~し	りではない」ということも付記されて
	なければならない」「~与えなければ	いることから、本条例において努力義
	ならない」と表現されていて、整合性	務として規定していることは、法との
	や統合性が保たれるように文言の統	同一の方向性を規定していると考え
	一化を図るべきである。	ております。
第2条	定義に、「盲ろう者」だけではなく、	第2条は、条例の本文で使用される用
	「中途失聴者」「難聴者」「ろう重複障	語について定義する条項であり、条文
	害者」を加えるべきである。	にない文言についての定義を行いま
		せん。しかしながら、聴覚障害者のそ
		れぞれの特性を例示することも必要
		であることから、前文において例示い
		たします。
第2条	聴覚障害者の定義の中に、「障害者手	本条例においては、聴覚障害者の定義
	帳の交付の基準に達していなくても、	は、障害者基本法の定義を基にしてお
	難聴により日常生活に支障のある人	り、障害者総合支援法の支給条件に適
	を含む」を加えていただきたい。	合しているか否かは問わず、広く聴覚
http://	77V. 111	障害者を対象としています。
第2条	磁器ループ、FM機器、パソコン等を	ご指摘+については、環境整備という
	利活用した機器についても「手話等」	面から、その重要性は十分認識してい
	定義の中で例示すべきである。	るところであり、逐条解説の中でそう
tota o to		した考えは示してまいります。
第2条	特に幼児から小学部にかけて正しい	キュードスピーチについては、聴覚障
	日本語を獲得するため、将来手話言語	害者が日本語を獲得するためなどに
	を獲得するためにもキュードスピー	効果的なものであることから、その重

	チは絶対に欠かせません。条例を制定	要性は十分認識しています。第2条4
	するにあたりキュードスピーチの普	号手話等の定義については意思疎通
	及使用についての内容を取り入れて	手段の例示であり、例示以外のその他
	いただきたい。	の意思疎通手段を否定するものでは
		ありません。条文の「その他の日常生
		活又は社会生活を営む上で使用する
		意思疎通のための手段」の中に含まれ
		ていると考えています。逐条解説にお
		いてその点を示します。
第2条	「手話等」の定義の中に、「補聴援助	第2条4号手話等の定義については
	システムその他の情報支援技術を利	意思疎通手段の例示であり、例示以外
	用した補助代替手段」を加えていただ	のその他の意思疎通手段を否定する
	きたい。	ものではありません。条文の「その他
		の日常生活又は社会生活を営む上で
		使用する意思疎通のための手段」の中
		に含まれていると考えています。逐条
		解説においてその点を示します。
第2条	第2条の定義で「合理的な配慮」につ	「合理的な配慮」について、趣旨を明確
	いて明記すべきと考えます。	にするため、第4条及び第5条におい
		て、「聴覚障害者が障害のない者と実
		質的に同等の日常生活又は社会生
		活を営むために」という文言を追加
the or to		しました。
第3条	1項に、もっと細かな内容を書き記しては、1、5、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2	
	てほしい。「~聞こえない者と聞こえ	定めたものであり、情報保障の行われ
	る者がお互いの違いを理解し、すべて	方、手話の普及に当たっての認識について相写しており、ご比較について
	の人が相互に意思を伝えあって、人格	いて規定しており、ご指摘について
	を尊重しあうこと~」を加えてほし	は、その中に含まれていると解してい
第 4 久	い。(他具体的な意見あり)	ます。
第4条	「災害時の情報、コミュニケーション 対策に関する項目」、「緊急時、夜間や	個々の事例に関しては、条文の中の 「必要かつ合理的な配慮」の中に含ま
	対象に関する項目」、「案忌時、役間や 日祭日などの対応」について加えてい	小安かり古姓的な配應」の中に含ま れているものと考えます。
	「ただきたい。	40 C V · ② ひ V C ~ ス み み り 。
第5条	「市町村」は政令指定都市や中核市も	<u></u> 地方自治法において、市町村には政令
N O W	含まれているのであれば、その旨明記	指定都市、中核市も含まれており、特
	してほしい	に明記する必要はないものと考えま
		す。
第6条	 「手話等を使用する者は」を「県民」	 手話等を使用する者の存在は、手話等
カリ木	・1 四寸で区川)の口は」で「不凡」	1 四寸で区川りる日ッけには、丁田寺

第7条	に「普及の促進」を「普及及び利用の 促進」に修正してほしい。 「雇用者全員が手話等の使用に関し	の普及に欠かせない存在であること から、努力義務規定を設けたもので す。また、利用の促進は普及の促進の 中に含まれるものと考えます。 ご指摘の趣旨は、「手話等の使用に関
	て配慮し、手話学習など必要な環境の整備を図るよう努めるものとする」を加える。	して配慮するよう努めるものとする」に含まれると考えます。
第7条	条例ができることで、広く事業者の方 にも理解して、もらえると、会社とし ても人材を活かしていけると思いま す。	条例制定後、条例の趣旨の啓発に努めてまいります。
第8条	「聴覚障害者の意見」ではなく、「当 事者団体等の意見」としていただきた い。	条文では、意見聴取の範囲を聴覚障害 者団体よりも広くしてあり、その中に 含まれていると考えます。
第9条	障害がある本人が手話を学ぶ機会を 確保してほしい。中途の障害者が安心 して手話等を学習できるよう整備し てください。	具体的な事項については、施策、事業 実施の中で個別に考慮されるものと 考えます。
第10条	「説明会、会議、研修会等」を加える。 「災害時にも聴覚障害者の情報コミュニケーション支援として、手話通訳者と要約筆記者を配置しなければならない」を加えていただきたい。	「説明会、会議、研修会等」については、講演会等の中に含まれていると考えます。ただし、具体的な事項については、施策、事業実施の中で個別に考慮されるものと考えます。
第10条	「災害に関する情報並びに」を追加していだきたい。	県政の情報の中に含まれるものと考 えます。
第11条	「手話通訳者、要約筆記者の身分保障、健康維持、待遇改善につめなければならない。」を加えていただきたい。	手話通訳者、要約筆記者の育成は急務 の課題であると認識しており、ご指摘 については、条文の体制の整備及び充 実の中に含まれているものと考えま す。
第11条	第11条の冒頭の例示部分に、盲ろう者向け通訳介助員を加えてほしい。	ご指摘を受け、よりわかりやすくする ために、条文の見直しを行います。
第12条	中学校1,2年生のホームルームや道 徳の時間に手話語を英語と同じ単位 として導入する。	具体的な事項については、施策、事業 実施の中で個別に考慮されるものと 考えます。
第12条	「聴覚障害児教育の専門性を持つ学 校」と「聴覚障害児が通うその他の学	この条項建てで問題はないと考えて おり、修正はいたしません。

	11- 11- 11- 11- 11- 11- 11- 11- 11- 11-	
	校及び大学、専門学校」の二つの文言	
	に分けて、それぞれ必要とする内容の	
	記述をするという組み立て方にして	
	いただきたい。	
第12条	「聴覚障害者が情報保障を必要とし	学校については、県、市町村の機関で
	ている旨の意思を表示した場合にお	あり、合理的な配慮についての努力義
	いて、教育機関はその実施について必	務を負っていることから、ご指摘を条
	要かつ合理的配慮をするように努め	文にする必要はないと考えます。
	る。」を規定	
第13条	事業者や市町村によって、情報格差が	ご指摘の通りだと考えます。具体的な
	起こらない配慮した条例にしてくだ	事項については、施策、事業実施の中
	さい。	で個別に考慮されるものと考えます。
第14条	「聴覚障害者および聴覚障害者の団	ご指摘を踏まえ、他の条項と合わせる
	体」の義務について「努めなければな	形で修正します。
	らない」と規定されており、他の私人	
	と比べて義務水準が高いように受け	
	取れる。こうした規定の差異が意図し	
	たものであるならばその趣旨を明記	
	し、意図していないのであれば「努め	
	るものとする」と修正することを提案	
	する。	
その他	議場やテレビ放送などにも手話通訳	具体的事項について、条例に規定する
	等による聴覚障害者に対する情報保	ことは難しいものと考えます。なお県
	障の義務を明記していただきたい。	議会に関しての手話通訳、テレビ、イ
		ンターネット放映における字幕表示
		については、今後の検討課題と認識し
		ています。
その他	子どもやろう重複障害者にも条例の	条例の周知に関しては、わかりやすい
· · · · ·	内容が理解できるよう、パンフレット	工夫を検討していきます。
	の漫画による解説、手話表現の動画作	2.20
	成、点字版作成などの配慮をお願いし	
	ます。	
その他	聾学校の校名変更はしないでくださ	県当局に申し入れします。
	No.	71. 4.91. 1 37 14 3 3 5 7 6
	. 0	